

自己資本の状況

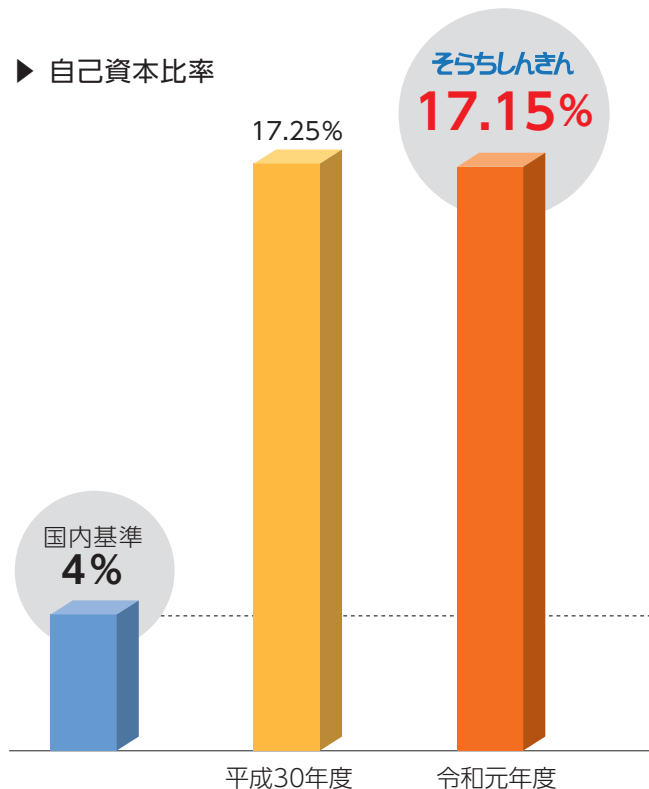
■ 自己資本の充実の状況

自己資本比率は、金融機関の経営の安全性・健全性を示す指標です。自己資本比率には、国際基準と国内基準とがあり、**信用金庫には国内基準が適用され、その基準は4%以上と定められています。**当金庫は健全経営による内部留保の蓄積によって、強固な財務体質を堅持しております。令和2年3月末現在の自己資本比率は、貸出金残高の伸びに伴うリスクアセットの増加により、前年比0.10ポイント低下の**17.15%**となりましたが、依然として国内基準を大きく上回っており、経営の安全性・健全性は万全です。

今後とも、お客様に安心してお取引していただくため、より一層の経営体質強化に向けた健全経営に努め、自己資本の充実を図ってまいります。

自己資本の額204億円

▶ 自己資本比率



※「自己資本の充実の状況」の詳細に関しましては、37ページ以降をご覧ください。

不良債権の状況

■ 金融再生法に基づく開示債権(金融再生法第6条)

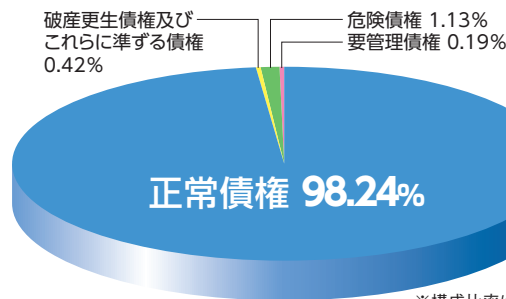
不良債権比率1.75%
保全率83.82%

適正な「資産の自己査定」に基づく償却・引当等を実施して、資産の健全化を進めています。

金融再生法による開示対象債権は、貸出金のほか、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、未収利息、仮払金の各勘定が含まれております。

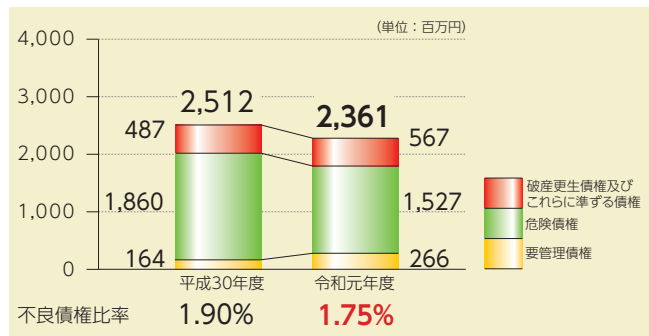
金融再生法に基づく不良債権額は、前年比1億50百万円減少の23億61百万円となり、不良債権比率は前年比0.15ポイント低下の1.75%となりました。

この不良債権は全てが回収不能という訳ではなく、このうち担保・保証等14億47百万円、貸倒引当金5億31百万円の合計19億79百万円を準備し、保全率は83.82%と高く、保全面では万全となっております。



※構成比率は小数点第3位を切り捨てしております。

■ 金融再生法に基づく開示債権額の推移



	平成30年度	令和元年度
正常債権(百万円)	129,055	131,919
不良債権比率	1.90%	1.75%
保全率	86.77%	83.82%

※なお、平成30年度および令和元年度の「リスク管理債権の引当・保全状況」と「金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況」の詳細につきましては、59-60ページをご覧ください。